

**TRADEMARK ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
<b>Name</b>	<b>Formerly</b>	<b>Execution Date</b>	<b>Entity Type</b>
Paris Miki Inc.		04/01/2009	CORPORATION: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>			
<b>Name:</b>	Paris Miki Holdings Inc.		
<b>Street Address:</b>	1-7-7 Ginza, Chuo-ku		
<b>City:</b>	Tokyo		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Entity Type:</b>	CORPORATION: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 2</b>			
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>	<b>Word Mark</b>	
Registration Number:	2377221	TECHNO-TITAN	
Registration Number:	2391270	MICRO-TITAN	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	(212)784-5777		
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>		
<b>Phone:</b>	212-784-5800		
<b>Email:</b>	trademarks@hblaw.com, jbernard@hblaw.com		
<b>Correspondent Name:</b>	Hiscock & Barclay LLP - Keith E. Danish		
<b>Address Line 1:</b>	Seven Times Square		
<b>Address Line 4:</b>	New York, NEW YORK 10036		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	720374.3034771		
<b>DOMESTIC REPRESENTATIVE</b>			
<b>Name:</b>	Hiscock & Barclay LLP - Mark I. Peroff		
<b>Address Line 1:</b>	Seven Times Square		
<b>Address Line 4:</b>	New York, NEW YORK 10036		

OP \$65.00 2377221

NAME OF SUBMITTER:	Keith E. Danish
Signature:	/keith e. danish/
Date:	06/21/2010
<b>Total Attachments: 8</b> source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page1.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page2.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page3.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page4.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page5.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page6.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page7.tif source=Nme Chg Paris Miki Inc to Paris Mike Holdings Inc#page8.tif	

ABSTRACT TRANSLATION

Certified Copy of the Commercial Register

Trade Name

Former Name : Paris Miki Inc.

(Deleted)

Trade Name : Paris Miki Holdings Inc.

(Changed on April 1, 2009)  
(Registered on April 1, 2009)

Address

Current Address : 1-7-7 Ginza, Chuo-ku, Tokyo, Japan

(Changed on December 1, 2009)  
(Registered on December 3, 2009)

(The other items are omitted.)

The foregoing is a true copy of the matters in commercial register.

March 5, 2010

Tokyo Legal Affairs Bureau  
Registrar Teruyoshi Saji (seal)

## 現在事項全部証明書

東京都中央区銀座一丁目7番7号  
 株式会社三城ホールディングス  
 会社法人等番号 0100-01-044198

商号	株式会社三城	
	株式会社三城ホールディングス	平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月 1日登記
本店	東京都中央区銀座二丁目7番17号	平成16年 5月15日移転 平成16年 5月17日登記
	東京都中央区銀座一丁目7番7号	平成21年12月 1日移転 平成21年12月 3日登記
公告をする方法	電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.paris-miki.co.jp/IR/">http://www.paris-miki.co.jp/IR/</a> 電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更 平成18年 7月12日登記
会社成立の年月日	昭和25年1月27日	
目的	(1) 当社は、以下の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 1. 眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器および補聴器の製造、調整、加工、販売ならびに修理 2. 前号商品のフランチャイズ形態による販売店の経営 3. 第1号商品の研究開発ならびにその業務受託 4. 第1号商品の品質検査ならびにその業務受託 5. 眼鏡、時計、貴金属関連商品の輸出入および販売 6. 家具、照明器具、敷物、室内装飾品の輸出入および販売 7. 書画骨董品、絵画、化粧品、服飾品等の輸出入および販売 8. 食品、健康食品、健康飲料水、清涼飲料水および酒類の輸出入および販売 9. 診療所の経営 10. 視覚測定の臨床的研究と装置の製造開発および販売 11. 眼鏡技術教育機関の経営 12. 光学機器、車輦、航空機のレンタルおよびリース業 13. 前号商品および部品の売買、賃貸借および保守 14. 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業ならびに情報の処理および情報提供サービス業 15. 貴金属の売買 16. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業 17. 書籍の出版および販売 18. 教材ならびに教育機器の開発および販売	

整理番号 ナ340154

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/7

TRADEMARK

REEL: 004228 FRAME: 0696

東京都中央区銀座一丁目7番7号  
 株式会社三城ホールディングス  
 会社法人等番号 0100-01-044198

	19. 幼児教育教室の経営 20. マーケット・リサーチおよびこれに関する情報分析業 21. 外国における眼鏡資材製造および調達と外国における店舗の経営 22. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務 23. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得、貸与および販売 24. 催事の企画、運営および販売 25. 放送番組、映画、コマーシャル・フィルム、ビデオならびにソフトウェアの企画、制作および販売 26. 通信衛星用送受信機器およびその附属品の販売 27. 前各号に関する店舗の開発ならびにそれらのコンサルティング業務 28. 美術館、博物館、資料館、図書館の管理運営業務 29. 他の会社に対する投資または会社設立の発起人となること 30. 両替商の両替業務 31. コンピューター・グラフィック・デザイン業務 32. 旅行斡旋業 33. 上記各号に附帯関連する一切の業務 (2) 当社は、前項に付帯または関連する一切の業務を営むことができる。 平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月 1日登記
単元株式数	100株
発行可能株式総数	2億2300万株 平成14年 6月25日変更 平成14年 6月27日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5605万7474株 平成13年 5月17日変更 平成13年 5月18日登記
資本金の額	金59億107万5000円
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 平成15年 3月12日変更 平成15年 3月12日登記
役員に関する事項	取締役 多根裕詞 平成21年 6月23日重任 平成21年 7月 8日登記
	取締役 永田次郎 平成21年 6月23日重任 平成21年 7月 8日登記
	取締役 加賀純一 平成21年 6月23日重任 平成21年 7月 8日登記

東京都中央区銀座一丁目7番7号  
 株式会社三城ホールディングス  
 会社法人等番号 0-100-01-044198

取締役 中尾文彦	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
取締役 仁野 寛 (社外取締役)	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
取締役 三宅 鐵 宏 (社外取締役)	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
兵庫県姫路市下寺町140 代表取締役 多根裕詞	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
横浜市保土ヶ谷区星川二丁目16番1-212号 代表取締役 永田次郎	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
大阪府吹田市春日三丁目13番1-507号 代表取締役 加賀純一	平成21年 6月23日就任
	平成21年 7月 8日登記
監査役 中原健二	平成19年 6月26日重任
	平成19年 7月10日登記
監査役 山本光太郎 (社外監査役)	平成19年 6月26日就任
	平成19年 7月10日登記
監査役 加納誠治	平成20年 6月24日就任
	平成20年 7月 8日登記
監査役 荒牧知子 (社外監査役)	平成20年 6月24日就任
	平成20年 7月 8日登記
会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月23日重任
	平成21年 7月 8日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月27日変更 平成18年 7月12日登記</p>

整理番号 ナ340154

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/7



東京都中央区銀座一丁目7番7号  
 株式会社三城ホールディングス  
 会社法人等番号 0100-01-044198

<p>社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月27日変更 平成18年 7月12日登記</p>
<p>支店</p>	<p>2 兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目138番地</p> <p>4 東京都品川区北品川四丁目7番35号</p> <p>平成22年 2月 9日設置 平成22年 2月16日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権        新株予約権の数        8307個        平成19年 4月30日変更 平成19年 5月11日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数        普通株式 83万700株        平成19年 4月30日変更 平成19年 5月11日登記</p> <p>各新株予約権の発行価額        無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額        金16万3800円</p> <p>なお、新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間        平成17年7月1日から平成25年6月24日まで</p>

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役・従業員、当社の子会社および関係会社の取締役・従業員および当社の提携分け店オーナーの地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年・任期満了・当社フランチャイズ加盟による退任・退職、会社都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (4) その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権について無償で取得する。
- (2) 新株予約権者が権利を行使する前に、「新株予約権行使の条件」(1)および(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記

平成15年 7月28日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

1万6500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 165万株

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金24万300円

なお、新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり株式数} \times \text{払込価額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$



新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年6月24日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役・従業員、当社の子会社および関係会社の取締役・従業員ならびに当社ののれん自立店のオーナー・従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年・任期満了・当社ののれん自立店加盟による退任・退職、会社都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (4) その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権について無償で取得する。
- (2) 新株予約権者が権利を行使する前に、「新株予約権行使の条件」(1)および(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記

平成16年 8月10日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

1010個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 10万1000株

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金24万5000円

なお、新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$$

調整後 調整前 分割・新規発行前の株価

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$$

	<p>新株予約権を行使することができる期間                  平成19年7月1日から平成27年6月23日まで                  新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）                  (1) 新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役・監査役・従業員、当社の子会社および関係会社等の取締役・従業員ならびに当社のれん自立店のオーナー・従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年・任期満了・当社のれん自立店による退任・退職、会社都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。                  (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。                  (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。                  (4) その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、会社と新株予約権者との契約に定めるところによる。                  会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件                  (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)                  (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権について無償で取得する。                  (2) 新株予約権者が権利を行使する前に、「新株予約権行使の条件」(1)および(4)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得する。                  平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月15日登記                  平成17年 8月 5日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社                  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社                  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社                  平成18年 5月15日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社                  平成18年 5月15日登記</p>

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。  
 (東京法務局管轄)

平成22年 3月 5日  
 東京法務局品川出張所  
 登記官

佐 治 輝 好

